

令和4年生駒市議会（第7回）定例会議案

令和4年12月2日

生 駒 市

令和4年生駒市議会（第7回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 76 号	令和4年度生駒市一般会計補正予算（第9回）	1～26
議案第 77 号	令和4年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第2回）	27～30
議案第 78 号	令和4年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	31～35
議案第 79 号	令和4年度生駒市水道事業会計補正予算（第3回）	36～39
議案第 80 号	令和4年度生駒市病院事業会計補正予算（第3回）	40～44
議案第 81 号	生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	45～51
議案第 82 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	52～54
議案第 83 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	55～69
議案第 84 号	生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	70～71
議案第 85 号	生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	72～73
議案第 86 号	生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について	74
議案第 87 号	生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について	75
議案第 88 号	市道路線の認定について	76～77
議案第 89 号	生駒市公平委員会委員の選任について	78

議案第 76 号

令和4年度生駒市一般会計補正予算（第9回）

令和4年度生駒市の一般会計の補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965,395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,540,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		8,330,706	109,700	8,440,406
	1 国庫負担金	5,218,836	64,187	5,283,023
	2 国庫補助金	3,081,940	45,513	3,127,453
16 県支出金		3,882,625	422,325	4,304,950
	1 県負担金	2,160,421	32,093	2,192,514
	2 県補助金	1,447,004	390,232	1,837,236
19 繰入金		1,072,236	198,000	1,270,236
	1 基金繰入金	1,072,236	198,000	1,270,236
20 繰越金		2,867,527	235,370	3,102,897
	1 繰越金	2,867,527	235,370	3,102,897
歳 入 合 計		44,574,664	965,395	45,540,059

## 歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		352,661	△3,250	349,411
	1 議会費	352,661	△3,250	349,411
2 総務費		5,449,174	163,569	5,612,743
	1 総務管理費	4,479,793	176,147	4,655,940
	2 徴税费	536,342	△15,230	521,112
	3 戸籍住民基本台帳費	272,543	1,800	274,343
	4 選挙費	121,068	552	121,620
	6 監査委員費	34,969	300	35,269
3 民生費		18,116,234	216,348	18,332,582
	1 社会福祉費	8,353,768	211,549	8,565,317
	2 児童福祉費	7,806,374	1,945	7,808,319
	3 生活保護費	1,319,964	2,854	1,322,818
4 衛生費		6,594,420	460,370	7,054,790
	1 保健衛生費	3,914,238	463,532	4,377,770
	2 清掃費	2,553,463	△3,162	2,550,301
5 産業経済費		807,766	5,993	813,759
	1 農業費	194,375	243	194,618

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 商工費	613,391	5,750	619,141
6 土木費		3,638,897	112,614	3,751,511
	1 土木管理費	294,265	94,990	389,255
	2 道路橋梁及び河川費	1,094,137	△5,624	1,088,513
	3 都市計画費	985,921	24,918	1,010,839
	4 住宅費	140,831	△1,670	139,161
7 消防費		1,471,283	△625	1,470,658
	1 消防費	1,471,283	△625	1,470,658
8 教育費		5,111,548	10,376	5,121,924
	1 教育総務費	432,446	27,740	460,186
	2 小学校費	441,936	△13,374	428,562
	3 中学校費	320,872	626	321,498
	4 幼稚園費	900,320	△800	899,520
	5 社会教育費	1,018,855	550	1,019,405
	6 保健体育費	1,997,119	△4,366	1,992,753
歳 出 合 計		44,574,664	965,395	45,540,059

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 梁 費	道 路 橋 梁 維 持 補 修	23,342
		橋 梁 予 防 保 全 事 業	75,000
		河 川 水 路 改 修 事 業	836
	都 市 計 画 費	花のまちづくりセンター管理費	11,300
教 育 費	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	25,000
	保 健 体 育 費	体 育 施 設 整 備 事 業	30,711

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
交 通 費 等 助 成 業 務	令和4年度から 令和5年度まで	305,833
集 団 が ん 検 診 委 託 業 務	令和4年度から 令和5年度まで	24,000
が ん 検 診 受 診 券 ・ ク ー ポ ン 券 印 刷 業 務	令和4年度から 令和5年度まで	2,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,763,646	64,187	4,827,833	1 社会福祉負担金	64,187	介護給付費等負担金
計	5,218,836	64,187	5,283,023			

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	795,742	45,513	841,255	1 総務管理費補助金	45,513	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
計	3,081,940	45,513	3,127,453			

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,081,854	32,093	2,113,947	1 社会福祉負担金	32,093	介護給付費等負担金
計	2,160,421	32,093	2,192,514			

[単位 千円]



## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 衛生費県補助金	732,729	390,232	1,122,961	1	保健衛生費補助金	390,232	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
計	1,447,004	390,232	1,837,236				

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
12 職員退職給与基金繰入金	0	198,000	198,000	1	職員退職給与基金繰入金	198,000	
計	1,072,236	198,000	1,270,236				

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	2,867,527	235,370	3,102,897	1	繰越金	235,370	前年度繰越金
計	2,867,527	235,370	3,102,897				

歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
1 議会費	352,661	△ 3,250	349,411			△3,250	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 2,500 150 △ 900	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
計	352,661	△ 3,250	349,411			△3,250			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
1 一般管理費	2,061,183	173,438	2,234,621			△24,562	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 15,200 190,588 △ 1,950	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
5 財産管理費	1,876,853	△ 1,103	1,875,750			△1,103	24 積立金	△ 1,103	職員退職給与基金
9 人権施策費	60,269	3,812	64,081			3,812	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	3,200 542 70	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による
計	4,479,793	176,147	4,655,940			△21,853			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債	その他			
1 税務総務費	268,763	△ 15,230	253,533			△15,230	2 給料	△ 15,500	人事異動等による
							3 職員手当等	3,270	人事異動等による
							4 共済費	△ 3,000	人事異動等による
計	536,342	△ 15,230	521,112			△15,230			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	271,553	1,800	273,353			1,800	2 給料	△ 2,000	人事異動等による
							3 職員手当等	4,500	人事異動等による
							4 共済費	△ 700	人事異動等による
計	272,543	1,800	274,343			1,800			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債	その他			
1 選挙管理委員会費	31,857	552	32,409			552	2 給料	△ 800	人事異動等による
							3 職員手当等	1,252	人事異動等による

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
							4 共済費	100 人事異動等による	
計	121,068	552	121,620			552			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
1 監査委員費	34,969	300	35,269			300	3 職員手当等	200 人事異動等による	
計	34,969	300	35,269			300	4 共済費	100 人事異動等による	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源			
1 社会福祉総務費	1,249,676	49,367	1,299,043			49,367	2 給料	2,500 人事異動等による	
							3 職員手当等	4,500 人事異動等による	
							4 共済費	2,000 人事異動等による	
							22 償還金利息及び割引料	40,367 過年度償還金	
2 国民年金費	32,197	△ 1,472	30,725			△ 1,472	2 給料	△ 1,200 人事異動等による	
							3 職員手当等	△ 72 人事異動等による	

3 障がい者福祉費	3,186,457	139,627	3,326,084	99,659 (国負) 64,187 (国補) 3,379 (県負) 32,093					39,968	4 共済費	△ 200	人事異動等による
										18 負担金補助及び交付金	11,250	障害福祉サービス事業者等物価高騰対策給付金
										19 扶助費	128,377	障害福祉サービス費 障害児施設給付費
5 後期高齢者医療費	1,697,571	7,134	1,704,705					7,134		18 負担金補助及び交付金	7,134	療養給付費負担金
6 介護保険費	1,573,406	20,713	1,594,119	6,006 (国補) 6,006				14,707		18 負担金補助及び交付金	20,000	介護事業所物価高騰対策給付金
										27 繰出金	713	介護保険特別会計繰出金
7 人権文化センター運営費	43,729	△ 3,820	39,909					△ 3,820		2 給料	△ 2,000	人事異動等による
										3 職員手当等	△ 1,320	人事異動等による
										4 共済費	△ 500	人事異動等による
計	8,353,768	211,549	8,565,317	105,665				105,884				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国庫支出金	地方債			
1 児童福祉総務費	3,811,588	14,288	3,825,876			14,288	2 給料	2,900	人事異動等による
							3 職員手当等	6,374	人事異動等による
							4 共済費	1,900	人事異動等による
							10 需用費	529	印刷製本費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
						11 役務費	1,606	通信運搬費				
						12 委託料	909	福祉医療システム委託料				
						17 備品購入費	70	事務用備品				
3 保育所費	1,001,162	△ 12,390	988,772			2 給料	△ 9,000	人事異動等による				
						3 職員手当等	△ 540	人事異動等による				
						4 共済費	△ 2,850	人事異動等による				
4 母子父子福祉費	340,813	47	340,860			10 需用費	30	印刷製本費				
						11 役務費	17	通信運搬費				
計	7,806,374	1,945	7,808,319									

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 生活保護総務費	118,206	2,854	121,060			2 給料	900	人事異動等による				
						3 職員手当等	1,554	人事異動等による				
						4 共済費	400	人事異動等による				
計	1,319,964	2,854	1,322,818									

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方債	その他			
1 保健衛生総務費	1,923,695	463,532	2,387,227	399,992 (国補)		63,540	2 給料	18,000 人事異動等による	
				9,760 (県補)			3 職員手当等	15,000 人事異動等による	
				390,232			4 共済費	7,800 人事異動等による	
計	3,914,238	463,532	4,377,770			63,540	18 負担金補助及び交付金	422,732 新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金 390,232 医療機関等物価高騰対策付金 32,500	

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定	地方債	その他			
1 清掃総務費	127,864	2,412	130,276			2,412	2 給料	200 人事異動等による	
							3 職員手当等	2,012 人事異動等による	
							4 共済費	200 人事異動等による	
3 ごみ処理施設費	1,124,546	△ 5,574	1,118,972			△ 5,574	2 給料	△ 2,900 人事異動等による	
							3 職員手当等	△ 1,374 人事異動等による	
							4 共済費	△ 1,300 人事異動等による	
計	2,553,463	△ 3,162	2,550,301			△ 3,162			

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	財源その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 財 源			
1 農業委員会費	37,656	303	37,959			303	50	人事異動等による	
2 農業総務費	61,782	△ 60	61,722			△60	253	人事異動等による	
							2 給料	△ 1,000	人事異動等による
							3 職員手当等	740	人事異動等による
							4 共済費	200	人事異動等による
計	194,375	243	194,618			243			

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	財源その他				
					国 庫 支 出 金	地 方 財 源			
1 商工総務費	70,095	5,750	75,845			5,750	2,500	人事異動等による	
							2 給料	2,750	人事異動等による
							3 職員手当等	500	人事異動等による
							4 共済費		
計	613,391	5,750	619,141			5,750			



(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 土木総務費	150,952	99,150	250,102	26,368 (国補) 26,368		72,782	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による コミュニティバス運行委託料 公共交通事業継続支援金	
2 建築指導費	143,313	△ 4,160	139,153			△ 4,160	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による	
計	294,265	94,990	389,255	26,368		68,622			

(款) 6 土木費

(項) 2 道路橋梁及び河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 道路橋梁総務費	188,136	△ 6,270	181,866			△ 6,270	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
3 道路橋梁新設改良費	196,801	646	197,447			646	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 900 1,146 400	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による			
計	1,094,137	△ 5,624	1,088,513			△ 5,624						

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 都市計画総務費	173,135	30,500	203,635			30,500	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	15,000 8,900 6,600	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による			
2 公園整備費	748,762	△ 16,882	731,880			△ 16,882	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 9,700 △ 4,082 △ 3,100	人事異動等による 人事異動等による 人事異動等による			
3 緑化推進費	31,258	11,300	42,558			11,300	14 工事請負費	11,300	花のまちづくりセンター整備工事			
計	985,921	24,918	1,010,839			24,918						

## (款) 6 土木費

## (項) 4 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国県支出金	地方債			
1 住宅事業費	140,831	△ 1,670	139,161		△1,670	2 給料	500	人事異動等による	
計	140,831	△ 1,670	139,161		△1,670	3 職員手当等	△ 2,170	人事異動等による	

## (款) 7 消防費

## (項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国県支出金	地方債			
1 常備消防費	1,231,534	△ 625	1,230,909		△625	2 給料	△ 5,000	人事異動等による	
計	1,471,283	△ 625	1,470,658		△625	3 職員手当等	6,000	人事異動等による	
						4 共済費	△ 1,625	人事異動等による	

## (款) 8 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳				
					国県支出金	地方債			
1 教育委員会費	391,319	27,740	419,059		27,740	2 給料	9,000	人事異動等による	
						3 職員手当等	14,540	人事異動等による	
						4 共済費	4,200	人事異動等による	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
計	432,446	27,740	460,186			27,740			

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
1 学校管理費	343,027	6,626	349,653			6,626	10 需用費	6,000 修繕料	
3 小学校施設整備費	23,800	△ 20,000	3,800			△ 20,000	12 委託料	626 調査委託料	
計	441,936	△ 13,374	428,562			△ 13,374	12 委託料	△ 20,000 設計等委託料	

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
1 学校管理費	212,418	626	213,044			626	12 委託料	626 調査等委託料	
計	320,872	626	321,498			626			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支出金	地方債	その他			
1 幼稚園費	835,620	△ 800	834,820			△ 800	2 給料	△ 5,000 人事異動等による	
							3 職員手当等	1,200 人事異動等による	



[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国庫支出金	特定地方債	財源その他	区分	金額	
						一般財源	3 職員手当等	△ 1,608	人事異動等による
							4 共済費	△ 200	人事異動等による
計	1,997,119	△ 4,366	1,992,753			△ 4,366			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
補 正 後	( 705 ) 797	777, 887	3, 114, 651	2, 638, 604	7, 687, 273	
補 正 前	( 710 ) 800	777, 887	3, 136, 701	2, 386, 587	7, 446, 211	
比 較	( △ 5 ) △ 3	0	△ 22, 050	252, 017	241, 062	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びハートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
		補正後		73, 440	119, 172	2, 976	195, 781	1, 097
補正前		73, 440	119, 172	2, 976	197, 104	1, 097	204, 633	32, 443
比 較		0	0	0	△ 1, 323	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7, 578	648	77, 782	48, 282	479, 500	809, 780	585, 492
7, 578	648	77, 782	48, 282	281, 500	809, 780	530, 152
0	0	0	0	198, 000	0	55, 340





(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補正後	平均給料月額 (円)	321,557	322,177	319,995	316,629
	平均給与月額 (円)	402,059	425,202	370,923	356,139
	平均年齢 (歳)	42.2	41.3	40.9	50.5
補正前	平均給料月額 (円)	325,895	322,206	330,951	312,173
	平均給与月額 (円)	410,377	412,656	383,360	356,040
	平均年齢 (歳)	42.8	41.1	43.7	49.2

イ 初任給

区 分	一 般 職 (円)	消 防 職 (円)	教 育 職 (円)	技 能 職 (円)	国 の 制 度	
					一 般 行 政 職 (円)	技 能 職 (円)
高 校 卒	154,600	164,100	158,900	169,800	154,600	147,900
大 学 卒	185,200	198,500	191,700		185,200	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教養職		特定任期付職員		技能職	
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)
補正後	1級	(56)	(10.6)	1級	(17)	(12.9)	1級	(4)	(9.1)	24
	2級	(68)	(12.9)	2級	(18)	(13.6)	2級	(6)	(13.6)	
	3級	(63)	(100.0)	3級	(23)	(17.4)	3級	(12)	(27.3)	
	4級	(107)	(20.3)	4級	(43)	(32.6)	4級	(4)	(9.1)	
	5級	(49)	(9.3)	5級	(7)	(5.3)	5級	(6)	(13.6)	
	6級	(61)	(11.6)	6級	(14)	(10.6)	6級	(4)	(9.1)	
	7級	(48)	(9.1)	7級	(7)	(5.3)	7級	(8)	(18.2)	
	8級	(15)	(2.9)	8級	(3)	(2.3)	8級	( )	( )	
	計	(63)	(100.0)	計	(132)	(100.0)	計	(44)	(100.0)	
補正前	1級	(61)	(11.8)	1級	(19)	(14.4)	1級	(4)	(8.5)	26
	2級	(55)	(10.7)	2級	(16)	(12.1)	2級	(6)	(12.8)	
	3級	(68)	(100.0)	3級	(24)	(18.2)	3級	(9)	(19.1)	
	4級	(121)	(23.5)	4級	(43)	(32.5)	4級	(10)	(21.4)	
	5級	(45)	(8.7)	5級	(5)	(3.8)	5級	(5)	(10.6)	
	6級	(56)	(10.9)	6級	(15)	(11.4)	6級	(5)	(10.6)	
	7級	(48)	(9.3)	7級	(7)	(5.3)	7級	(8)	(17.0)	
	8級	(15)	(2.9)	8級	(3)	(2.3)	8級	( )	( )	
	計	(68)	(100.0)	計	(132)	(100.0)	計	(47)	(100.0)	

※ ( ) 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしたもの。

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員 技術員	主事 技師	主任	係長級	主幹	課長補佐級	課長級	部長級

工昇給

補正後	区		分		合計	代表的な職種					
	職員数 (A)	昇給に係る職員数 (B)	2号給	4号給		6号給	8号給	一般職	消防職	教育職	技能職
	(人)	(人)	(人)	(人)	726			526	132	44	24
					548			396	95	38	19
					548			396	95	38	19
					75.5			75.3	72.0	86.4	79.2
					731			527	134	44	26
					532			378	98	36	20
					532			378	98	36	20
					72.8			71.7	73.1	81.8	76.9

才 期末手当・勤勉手当

区	分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考	
		6月(月分)	12月(月分)				
補正後	(	1.125)	(	1.175)	(	2.30)	有
	[	1.625]	[	1.675]	[	3.30]	
		2.150		2.250		4.40	
補正前	(	1.125)	(	1.125)	(	2.25)	有
	[	1.625]	[	1.625]	[	3.25]	
		2.150		2.150		4.30	
国の制度	(	1.125)	(	1.175)	(	2.30)	有
	[	1.625]	[	1.675]	[	3.30]	
		2.150		2.250		4.40	

※ ( ) 内は再任用職員、[ ]内は特定任期付職員に係る支給率である。

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	728
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種			
			一般職	消防職	教育職	技能職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	0.2	0.0	0.2	2.5	0.1
支給対象職員の比率 (%)	(%)	14.6	4.4	37.9	70.5	8.3
(令和4年11月1日現在)		訪問指導手当・環境衛生業務手当				

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同じ		
住居手当	同じ		
通勤手当	一部異なる		自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の自転車以外の交通用具使用者は300円減額

令和4年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和4年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,353,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,834,897	1,425	1,836,322
	2 国庫補助金	309,220	1,425	310,645
5 県支出金		1,314,183	712	1,314,895
	2 県補助金	71,340	712	72,052
7 繰入金		1,636,511	1,565	1,638,076
	1 一般会計繰入金	1,517,229	713	1,517,942
	2 基金繰入金	119,282	852	120,134
歳 入 合 計		9,350,017	3,702	9,353,719

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		430,907	3,702	434,609
	2 包括的支援等事業費	258,890	3,702	262,592
歳 出 合 計		9,350,017	3,702	9,353,719

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区	分	
3 地域支援事業包括的支援等交付金	99,673	1,425	101,098	1 現年度分	1,425	
計	309,220	1,425	310,645			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区	分	
2 地域支援事業包括的支援等交付金	49,837	712	50,549	1 現年度分	712	
計	71,340	712	72,052			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区	分	
3 地域支援事業包括的支援等繰入金	49,837	713	50,550	1 現年度分	713	
計	1,517,229	713	1,517,942			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	119,282	852	120,134	1 介護給付費準備基金繰入金	852	
計	119,282	852	120,134			

歳出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 2 包括的支援等事業費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国庫支出金	特定財源				
					地方債	その他			
2 任意事業費	8,359	3,702	12,061	2,137 (国補)	1,565 (繰入)	1,565	19 扶助費	3,702	成年後見制度利用支援事業費
計	258,890	3,702	262,592	2,137 (国補)	1,425 (県補)	712			



令和4年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

令和4年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,051千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,751,027千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県支出金		8,281,386	262,299	8,543,685
	2 県補助金	8,260,831	262,299	8,523,130
7 繰入金		763,435	5,752	769,187
	2 基金繰入金	127,834	5,752	133,586
歳 入 合 計		11,482,976	268,051	11,751,027

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		7,688,433	262,299	7,950,732
	1 療養諸費	6,727,918	135,654	6,863,572
	2 高額療養費	923,519	126,190	1,049,709
	6 傷病手当金	1,200	455	1,655
9 諸支出金		10,101	5,752	15,853
	1 償還金及び還付加算金	10,100	5,752	15,852
歳 出 合 計		11,482,976	268,051	11,751,027

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 保険給付費等交付金	8,260,831	262,299	8,523,130	1 保険給付費等交付金(普通交付金)	261,844	普通交付金	
				2 保険給付費等交付金(特別交付金)	455		
計	8,260,831	262,299	8,523,130				

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 財政調整基金繰入金	127,834	5,752	133,586	1 財政調整基金繰入金	5,752		
計	127,834	5,752	133,586				

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				内訳					
				補正額	財源	その他			
1 一般被保険者療養給付費	6,622,227	135,654	6,757,881	135,654 (県補)	135,654	18 負担金補助及び交付金	135,654	療養給付費負担金	
計	6,727,918	135,654	6,863,572	135,654					

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				内訳					
				補正額	財源	その他			
1 一般被保険者高額療養費	921,779	126,190	1,047,969	126,190 (県補)	126,190	18 負担金補助及び交付金	126,190	高額療養費負担金	
計	923,519	126,190	1,049,709	126,190					

(款) 2 保険給付費

(項) 6 傷病手当金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				内訳					
				補正額	財源	その他			
1 傷病手当金	1,200	455	1,655	455 (県補)	455	5 災害補償費	455	傷病手当金	
計	1,200	455	1,655	455					

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	財源の 内訳				
					国県支出金	地方債			
1 一般被保険者 保険税還付金	9,000	5,752	14,752			一般財源	22 償還金利子及 び割付料	5,752	過年度保険税還付金及び加算金
計	10,100	5,752	15,852			5,752			

議案第 79 号

令和4年度生駒市水道事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和4年度生駒市水道事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度生駒市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	3,059,269	59,748	3,119,017
第1項 営業費用	2,864,889	59,748	2,924,637

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和4年度生駒市水道事業会計補正予算（第3回）実施計画

1 収益的支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費			3,059,269	59,748	3,119,017	
	1 営業費用		2,864,889	59,748	2,924,637	
		1 原水及び 浄水費	1,617,790	56,184	1,673,974	動力費 56,184
		2 配水及び 給水費	270,121	3,564	273,685	動力費 3,564

## 令和4年度 生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	既決予定額	補正予定額	計
当年度純利益	△164,875	△ 54,316	△219,191
減価償却費	685,773	0	685,773
固定資産除却費	151,141	0	151,141
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,837	0	△1,837
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	231	0	231
長期前受金戻入額	△384,840	0	△384,840
受取利息及び配当金	△1,926	0	△1,926
未収金の増減額 (△は増加)	△72,484	0	△72,484
未払金の増減額 (△は減少)	△15,543	0	△15,543
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△957	0	△957
小計	194,683	△ 54,316	140,367
利息及び配当金の受取額	1,926	0	1,926
業務活動によるキャッシュ・フロー	196,609	△ 54,316	142,293
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△1,868,031	0	△ 1,868,031
短期貸付金による支出	△430,000	0	△ 430,000
短期貸付金の回収による収入	430,000	0	430,000
補助金、寄附金等による収入	336,500	0	336,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,531,531	0	△ 1,531,531
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
資金増減額	△1,334,922	△ 54,316	△ 1,389,238
資金期首残高	4,263,045	0	4,263,045
資金期末残高	2,928,123	△ 54,316	2,873,807



生駒市水道事業予定貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和4年度予定貸借対照表 (令和5年3月31日)		
	既決予定額	補正予定額	計
(資産の部)			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	37,697,963	0	37,697,963
減価償却累計額	<u>△ 19,042,515</u>	<u>0</u>	<u>△ 19,042,515</u>
有形固定資産合計	18,655,448	0	18,655,448
(2) 無形固定資産	<u>3,645</u>	<u>0</u>	<u>3,645</u>
固定資産合計	18,659,093	0	18,659,093
2 流動資産			
(1) 現金預金	2,928,123	△ 54,316	2,873,807
(2) 未収金	386,406	0	386,406
貸倒引当金	<u>△ 2,554</u>	<u>0</u>	<u>△ 2,554</u>
(3) 貯蔵品	<u>9,438</u>	<u>0</u>	<u>9,438</u>
流動資産合計	<u>3,321,413</u>	<u>△ 54,316</u>	<u>3,267,097</u>
資産合計	<u>21,980,506</u>	<u>△ 54,316</u>	<u>21,926,190</u>
(負債の部)			
3 流動負債			
(1) 未払金	101,368	0	101,368
(2) 引当金	28,207	0	28,207
(3) 預り金	<u>80,689</u>	<u>0</u>	<u>80,689</u>
流動負債合計	210,264	0	210,264
4 繰延収益			
(1) 長期前受金	19,630,379	0	19,630,379
長期前受金収益化累計額	<u>△ 12,880,436</u>	<u>0</u>	<u>△ 12,880,436</u>
繰延収益合計	<u>6,749,943</u>	<u>0</u>	<u>6,749,943</u>
負債合計	6,960,207	0	6,960,207
(資本の部)			
5 資本金			
(1) 資本金	<u>10,991,500</u>	<u>0</u>	<u>10,991,500</u>
資本金合計	10,991,500	0	10,991,500
6 剰余金			
(1) 資本剰余金	3,574,392	0	3,574,392
(2) 利益剰余金			
当年度未処分利益剰余金	<u>454,407</u>	<u>△ 54,316</u>	<u>400,091</u>
利益剰余金合計	<u>454,407</u>	<u>△ 54,316</u>	<u>400,091</u>
剰余金合計	<u>4,028,799</u>	<u>△ 54,316</u>	<u>3,974,483</u>
資本合計	<u>15,020,299</u>	<u>△ 54,316</u>	<u>14,965,983</u>
負債資本合計	<u>21,980,506</u>	<u>△ 54,316</u>	<u>21,926,190</u>

議案第 80 号

令和4年度生駒市病院事業会計補正予算（第3回）

第1条 令和4年度生駒市病院事業会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	1,316,463千円	390,232千円	1,706,695千円
第2項 医業外収益	1,229,031千円	390,232千円	1,619,263千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	1,280,363千円	390,232千円	1,670,595千円
第1項 医業費用	1,227,681千円	390,232千円	1,617,913千円

第3条 予算第7条中、「719,292千円」を「1,109,524千円」に改める。

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和4年度 生駒市病院事業会計補正予算（第3回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		1,316,463	390,232	1,706,695	
	2	医 業 外 収 益	1,229,031	390,232	1,619,263	
		2 他 会 計 補 助 金	722,066	390,232	1,112,298	一 般 会 計 補 助 金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		1,280,363	390,232	1,670,595	
	1	医 業 費 用	1,227,681	390,232	1,617,913	
		2 経 費	819,178	390,232	1,209,410	交 付 金

## 令和4年度生駒市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

### 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	56,496
減価償却費	386,187
長期前受金戻入額	△98,724
受取利息及び配当金	△2
支払利息及び企業債取扱諸費	6,996
未収金の増減額 (△は増加)	139,268
未払金の増減額 (△は減少)	△156,478
特別利益	△1,686
特別損失	1,686
<hr/>	
小計	333,743
利息及び配当金の受取額	2
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△6,934
<hr/>	
業務活動によるキャッシュ・フロー	326,811

### 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

補助金、負担金等による収入	226,844
<hr/>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	226,844

### 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△982,343
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	385,000
<hr/>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△597,343
資金増減額	△43,688
資金期首残高	82,844
<hr/>	
資金期末残高	39,156

# 令和4年度生駒市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

## 資 産 の 部

1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ	建 物	4,933,199		
	減価償却累計額	<u>△1,211,816</u>	3,721,383	
ロ	建物附属設備	3,653,616		
	減価償却累計額	<u>△1,792,336</u>	1,861,280	
ハ	工具器具及び備品	7,989		
	減価償却累計額	<u>△5,645</u>	2,344	
	有形固定資産合計			5,585,007
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ	水道施設利用権		<u>4,552</u>	
	無形固定資産合計			<u>4,552</u>
	固定資産合計			5,589,559
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		39,156	
(2)	未 収 金		<u>197,187</u>	
	流動資産合計			<u>236,343</u>
	資 産 合 計			<u><u>5,825,902</u></u>

負債の部

3	固定負債		
(1)	企業債	729,407	
(2)	他会計借入金		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための長期借入金	3,437,324	
ロ	その他長期借入金	<u>152,141</u>	
	他会計借入金合計	<u>3,589,465</u>	
	固定負債合計		4,318,872
4	流動負債		
(1)	企業債	919,704	
(2)	未払金	211,040	
(3)	引当金	1,835	
(4)	その他流動負債	<u>200</u>	
	流動負債合計		1,132,779
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,754,635	
(2)	長期前受金収益化累計額	<u>△745,270</u>	
	繰延収益合計		<u>1,009,365</u>
	負債合計		<u>6,461,016</u>

資本の部

6	資本金		
(1)	資本金	<u>200,000</u>	
	資本金合計		200,000
7	剰余金		
(1)	利益剰余金		
イ	当年度未処理欠損金	<u>835,114</u>	
	利益剰余金合計	<u>△835,114</u>	
	剰余金合計		<u>△835,114</u>
	資本合計		<u>△635,114</u>
	負債資本合計		<u><u>5,825,902</u></u>

生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（法第75条第5項に規定する帳簿をいう。以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を作成しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 実施機関の名称及び個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称

- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の記録項目及び記録される個人の範囲
- (5) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に係る目録を作成し、公表するものとする。

(不開示情報としない情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第7条第1号ウに掲げる情報（法第78条第1項第2号ハに掲げる情報を除く。）とする。

(開示をすることができるようになる期日の明示)

第5条 実施機関は、次に掲げる場合において、期間の経過により不開示情報に該当する部分について開示することができ、かつ、その期日をあらかじめ明示することができるときは、法第82条第1項又は第2項に規定する書面にその期日を記載しなければならない。

- (1) 法第82条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合
- (2) 法第82条第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合

(手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

(費用負担)

第7条 法第87条第1項の規定により写し（電磁的記録にあっては、実施機関



が定める方法により交付される物を含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第8条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第9条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審議会への諮問)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会に諮問

することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年1回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(生駒市個人情報保護条例の廃止)

第2条 生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）は、廃止する。

(生駒市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の生駒市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報取扱事務（旧個人情報を取り扱う事務をいう。）又は指定管理者が管理する公の施設の管

理の業務に従事していた者に係る旧条例第13条第2項の規定による当該事務又は業務に関して知り得た旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条又は第17条から第19条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び利用等の中止については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第30条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 第1項又は第2項に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成9年12月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第24条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3

項において準用する同条第1項」に改める。

第6条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関（生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月生駒市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。）

第6条第4項中「個人情報保護条例第21条第1項に規定する決定」を「個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」に、「個人情報保護条例第2条第7号」を「個人情報保護法第60条第1項」に、「いい、保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む」を「いう」に改める。

（生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 施行日前に旧条例第24条第1項の規定により生駒市情報公開及び個人情報保護審査会にされた諮問に係る前条の規定による改正前の生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による調査審議については、なお従前の例による。

（生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第6条 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例（平成9年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報公開制度及び生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進する」を「情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進し、及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）による個人情報の適正な取扱いを確保する」に改める。

第2条第1項中「生駒市個人情報保護条例により実施機関が意見を聴くこと

とされている事項のほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて審議し、答申する」を「生駒市情報公開条例第29条及び生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月生駒市条例第 号）第10条の規定による諮問に応じて調査審議する」に改める。

（生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 施行日前に旧条例第7条第2項ただし書、第3項第6号若しくは第4項ただし書、第9条第1項第6号若しくは第2項ただし書若しくは第10条ただし書の規定により生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会にされた意見聴取又は第28条の規定により生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会にされた諮問に係る前条の規定による改正前の生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例の規定による審議及び答申については、なお従前の例による。

議案第 82 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一  
部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の162.5」を「100分の16  
7.5」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（  
平成20年9月生駒市条例第28号）第5条第2項ただし書
- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年1  
1月生駒市条例第11号）第5条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務  
に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号  
）第2条第5項ただし書
- (4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市  
条例第16号）第6条ただし書

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の167.5」を「100分の16  
5」に改める。

- (1) 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
第5条第2項ただし書
- (2) 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第5条ただし書
- (3) 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務  
に専念する義務の特例に関する条例第2条第5項ただし書
- (4) 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例第6条ただし書

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定、改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定及び改正後の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（以下「改正後の水道事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当又は給与の内払)

- 3 改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に

専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与等条例の規定による給与又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



議案第 83 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例  
第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には  
100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項  
第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、  
12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

(月額)

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		再任	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
用職	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
員以	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
外の	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
職員	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200

23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		

75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					

	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月

に支給する場合には「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。



## 別表第1（第3条関係）

## 給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100
21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400

23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400
26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600
29	191,700	243,100	276,200
30	193,400	244,100	277,900
31	195,200	245,100	279,700
32	196,900	246,100	281,200
33	198,500	247,200	282,400
34	199,900	248,100	284,100
35	201,400	249,000	285,700
36	202,900	250,000	287,400
37	204,200	250,900	289,000
38	205,500	252,200	290,700
39	206,700	253,400	292,500
40	208,000	254,700	294,300
41	209,300	256,000	295,800
42	210,600	257,400	297,500
43	211,900	258,600	299,000
44	213,200	259,800	300,600
45	214,300	260,900	302,200
46	215,600	262,100	303,900
47	216,900	263,400	305,500
48	218,200	264,500	307,200

49	219, 200	265, 600	308, 100
50	220, 300	266, 600	309, 600
51	221, 300	267, 800	311, 100
52	222, 300	268, 900	312, 700
53	223, 300	269, 900	314, 300
54	224, 200	270, 900	315, 900
55	225, 100	272, 000	317, 500
56	226, 000	273, 100	319, 000
57	226, 300	274, 000	320, 500
58	227, 100	275, 000	321, 700
59	227, 800	275, 900	322, 900
60	228, 500	277, 000	324, 100
61	229, 200	278, 100	324, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700
63	230, 700	280, 000	326, 500
64	231, 300	281, 000	327, 300
65	231, 900	281, 500	328, 200
66	232, 500	282, 400	328, 600
67	233, 100	283, 100	329, 300
68	233, 800	284, 000	330, 100
69	234, 500	285, 000	330, 900
70	235, 100	285, 800	331, 600
71	235, 600	286, 600	332, 300
72	236, 300	287, 400	333, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500
74	237, 600	288, 700	334, 100

75	238, 200	289, 100	334, 600
76	238, 700	289, 600	335, 200
77	239, 300	289, 800	335, 500
78	240, 000	290, 100	336, 000
79	240, 700	290, 300	336, 400
80	241, 200	290, 700	336, 900
81	241, 700	290, 900	337, 300
82	242, 300	291, 100	337, 800
83	242, 900	291, 500	338, 300
84	243, 400	291, 800	338, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100
86	244, 500	292, 400	339, 500
87	245, 100	292, 700	340, 000
88	245, 600	293, 100	340, 400
89	246, 100	293, 400	340, 700
90	246, 600	293, 800	341, 100
91	246, 900	294, 100	341, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200
94		294, 900	342, 600
95		295, 200	343, 100
96		295, 600	343, 500
97		295, 800	343, 700
98		296, 100	344, 100
99		296, 500	344, 500
100		296, 900	344, 800

101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000
109		299, 500	348, 500
110		299, 900	348, 900
111		300, 300	349, 200
112		300, 600	349, 500
113		300, 800	350, 000
114		301, 000	
115		301, 300	
116		301, 700	
117		301, 900	
118		302, 100	
119		302, 400	
120		302, 700	
121		303, 100	
122		303, 300	
123		303, 600	
124		303, 900	
125		304, 200	

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月生駒市条例第34号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成29年改正条例附則第4項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

### (会計年度任用職員の給与に関する経過措置)

- 4 第5条の規定による改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、令和5年4月1日以後の勤務に係る会計年度任用職員（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の給与について適用し、同日前の勤務に係る会計年度任用職員の給与については、なお従前の例による。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 84 号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）」を「法令又は条例若しくはこれに基づく規則」に改め、「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（1月間の日数（生駒市の休日を定める条例（平成元年4月生駒市条例第20号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月2日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「15歳」を「18歳」に改める。

第2条中「。）による」の次に「被保険者若しくは」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定による医療費の助成の対象となる子どもであることを示す証明書（以下「証明書」という。）の交付に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

3 前項の規定により証明書の交付を受けた者は、施行日において新条例第4条第1項の規定により証明書の交付を受けたものとみなす。

（経過措置）

4 新条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
やまびこホール
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
やまびこホール管理組合  
生駒市藤尾町300番地
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒ふるさとミュージアムの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
生駒ふるさとミュージアム
- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社地域文化財研究所  
大阪府東大阪市岩田町1丁目17番9号
- 3 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 88 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	小瀬北小平尾線支線26号	小平尾町211番9先 小平尾町211番3先	
2	東生駒月見町15号線	東生駒月見町204番20先 東生駒月見町204番14先	
3	牛ヅカ田渡り線支線7号	小瀬町1611番先 小瀬町1635番先	
4	牛ヅカ田渡り線支線8号	小瀬町1648番先 小瀬町1674番先	
5	牛ヅカ田渡り線支線9号	小瀬町1659番先 小瀬町1645番先	
6	小瀬町第1歩行者道	小瀬町1601番先 小瀬町1625番先	
7	小瀬町第2歩行者道	小瀬町1637番先 小瀬町1582番先	
8	菜畑西壺分線支線29号	中菜畑2丁目1150番3先 中菜畑2丁目1153番10先	
9	生駒高校線支線9号	壺分町552番2先 壺分町721番4先	
10	生駒高校線支線10号	壺分町721番10先 壺分町721番13先	
11	寺垣内線支線9号	小明町1020番3先 小明町1020番7先	

1 2	北田原中学校線支線 3 号	北田原町 1 7 5 6 番 1 1 先 北田原町 1 7 5 5 番 1 2 先
-----	---------------	--

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市公平委員会委員の選任について

生駒市公平委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 吉 田 豊 彦

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 福 田 進

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和4年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史